通し番号14916の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 14916 | 6－*tert*－ブチル－8－フルオロ－2，3－ジメチル－1，4－ジヒドロキノリン | 8－(1)－3125 |

通し番号15011の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 15011 | アクリル酸・アクリル酸＝2－エチルヘキシル・アクリル酸＝2－ヒドロキシエチル・アクリロニトリル・スチレン・α－（4－ノニル－2－プロパ－1－エン－1－イルフェニル）－ω－スルホオキシポリ（オキシエチレン）＝アンモニウム塩・ブタ－1，3－ジエン・メタクリル酸・メタクリル酸メチル・2－メチリデンブタン二酸共重合物 | 9－1869 |

通し番号15153の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 15153 | 3－（ジメチルアミノ）プロピルアミンとフェノールとホルムアルデヒドの2－［3－（ジメチルアミノ）プロピルアミノメチル］フェノールを主成分とする反応生成物 | 4－(10)－1228 |

通し番号15183の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 15183 | テルペン化フェノールと1，3－フェニレンビス（メチルアミン）とホルムアルデヒドの2－［（3－アミノメチルベンジルアミノ）メチル］－4－［1－メチル－1－（4－メチルシクロヘキサ－2－エン－1－イル）エチル］フェノールを主成分とする反応生成物 | 7－(4)－1120 |

通し番号16091の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 16091 | ジクロロ｛5，5，11，11－テトラメチル－6，12－ビス［（トリメチルシリル）メチル］－（4a，4b，11a，12，12a：5a，6，6a，10a，10b－η）－5，6，11，12－テトラヒドロジインデノ［1，2－*b*：1’，2’－*e*］［1，4］ジシリン｝ジルコニウム(II) | 1－(2)－249 |

通し番号17334の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 17334 | *N*－（トルエン－4－スルホニルメチル）イソシアニド | 4－(9)－302 |

通し番号17517の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 17517 | （削除） | （削除） |

通し番号17598の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 17598 | （削除） | （削除） |

通し番号18411の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 18411 | 3β,24－イソプロピリデンジオキシ－22β－メトキシオレアナ－12－エン | 8－(5)－421 |

通し番号18469の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 18469 | 2，9－ジオクタデシルアントラ［2，1，9－*def*：6，5，10－*d’e’f’*］ジイソキノリン－1，3，8，10（2*H*，9*H*）－テトラオン | 8－(1)－3460 |

通し番号18533の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 18533 | 3a，6，6，9a－テトラメチルドデカヒドロナフト［2，1－*b*］フランを主成分とする1－（2－ヒドロキシエチル）－2，5，5，8a－テトラメチルデカヒドロナフタレン－2－オールの環化反応生成物 | 8－(4)－1751 |

通し番号19403の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 19403 | 4－（ジヒドロキシボリル）－3，5－ジメトキシフェニルメタノール | 4－(3)－160 |

通し番号19498の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 19498 | メタクリル酸＝2－［3－（9－ブチル－1，1，3，3，5，5，7，7，9，9－デカメチルペンタシロキサン－1－イル）プロポキシ］エチルとメタクリル酸＝2－［2－（9－ブチル－1，1，3，3，5，5，7，7，9，9－デカメチルペンタシロキサン－1－イル）－1－メチルエトキシ］エチルの混合物 | 2－(3)－460 |

通し番号19620の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 19620 | 二クエン酸＝鉄(II)＝四ナトリウム塩 | 2－(4)－1204 |

通し番号20177の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 20177 | *N*，*N’*－（ブタン－1，4－ジイル）ビス（オクタデカンアミド）と*N*－［4－（オクタデカンアミド）ブチル］－12－ヒドロキシオクタデカンアミドと*N*，*N’*－（ブタン－1，4－ジイル）ビス（12－ヒドロキシオクタデカンアミド）（主成分）の混合物 | 2－(6)－1881 |

通し番号20178の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 20178 | 2－エチル－2－ヒドロキシメチルプロパン－1，3－ジオール・ジイソシアン酸＝メチレンジシクロヘキシル・シクロヘキサン－1，4－ジメタノール・α－ヒドロ－ω－ヒドロキシポリ（オキシエチレン）・α－ヒドロ－ω－メトキシポリ（オキシエチレン）・α，α’－［4，4’－（プロパン－2，2－ジイル）ジフェニル］ビス［ω－ヒドロキシポリ（オキシエチレン）］・2，2’－（*N*－メチルイミノ）ジエタノール重付加物と硫酸ジメチルの反応生成物 | 10－2694 |

通し番号20179の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 20179 | 2－エチル－2－ヒドロキシメチルプロパン－1，3－ジオール・ジイソシアン酸＝メチレンジシクロヘキシル・α－（6－ヒドロキシヘキシル）－ω－ヒドロキシポリ（オキシカルボニルオキシヘキサメチレン）・α－ヒドロ－ω－ヒドロキシポリ（オキシエチレン）・2，2’－（*N*－メチルイミノ）ジエタノール重付加物と硫酸ジメチルの反応生成物 | 10－2695 |

## ○厚生労働省告示第百九十八号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第百二十七号を第百二十九号とし、第百十三号から第百二十六号までを二号ずつ繰り下げ、第百十二号を第百十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十四　モガムリズマブ及びその製剤

第百十一号を第百十二号とし、第五十一号から第百十号までを一号ずつ繰り下げ、第五十号の次に次の一号を加える。

五十一　三－［(1R)－1－(2－ホルミル－6－メトキシ－3－フルオロフェニル)－2－ヒドロキシエトキシ］－5－［1－(ピペリジン－4－イル)－1H－ピラゾール－4－イル］ピリジン－2－アミン（別名クリゾチニブ）及びその製剤

## ○厚生労働省告示第百九十九号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則（平成十六年厚生労働省令第五十一号）第二十四条（同令第三十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、救済給付の現価に相当する額の算定方法（平成十六年厚生労働省告示第百八十七号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。ただし、同日前に請求された救済給付の現価に相当する額の算定については、なお従前の例による。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

別表第二及び別表第三を次のように改める。

**別表第２**

| 年齢 | 性別 | |
|---|---|---|
| | 男子 | 女子 |
| 18歳以上　18歳６月以下 | 22.8240 | 22.8035 |
| 18歳６月を超え19歳６月以下 | 22.6330 | 22.6599 |
| 19歳６月を超え20歳６月以下 | 22.4368 | 22.5113 |